大阪市浪速区幸町1－2－33 大阪府保険医協会 電話06－6568－7721

乳幼児感染予防策加算（100 点）2021 年 3 月以降も引き続き算定可能

2 月 26 日に厚労省は事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)」を発出し、2020 年 12 月 15 日より診療報酬上の臨時的な取扱いとして算定できることとされていた「乳幼児感染予防策加算（100 点)」は、算定要件などに変更なく 2021 年 9 月診療分まで引き続き算定できることとしました。改めて、以下に「乳幼児感染予防策加算」の内容をご紹介します。

1、以下の場合に「乳幼児感染予防策加算」100点が算定できます

〇対象は６歳未満の乳幼児。
〇外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行ったうえで「初診料」「再診料」「外来診療料」「小児科外来診療料」「小児かかりつけ診療料」を算定する場合に、現行算定できる加算に加えて「乳幼児感染予防策加算」１００点が算定できます。

2、「必要な感染予防策」について（※厚労省の例示から抜粋）

〇一人の患者ごとに手指消毒を実施すること
〇流行状況を踏まえ、患者の身近に感染徴候のある人がいたか確実に把握すること
〇環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われる個所（ドアノブ、手すり、椅子など）は定期的に 70～95%アルコールか 0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと

3、請求コードなど

区分番号	診療行為名称	請求コード
A999-00	乳幼児感染予防策加算（初診料・診療報酬上臨時的取扱）	111013970
A999-00	乳幼児感染予防策加算（再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱）	112023970
B999-00	乳幼児感染予防策加算（小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱）	113033270

4、算定にあたっての留意点

〇どの診療科であっても算定することが可能です
〇乳幼児加算等の各種加算や院内トリアージ実施料とは、別に算定可能です
〇電話や情報通信機器を用いた診療の場合は算定できません
〇患者又は家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る必要があります
〇現時点でレセ記載事項等の要件は定められていません
〇現在のところ、2021 年 10 月診療分以降は 50 点となる予定です

上記は、2 月 26 日発出の厚労省通知の解釈に基づくものであり、内容は変更となる可能性があります。
通知は保険医協会ＨＰにアップロード予定ですので、そちらをご確認ください